

子ども・子育て支援金制度について

令和8年3月

こども家庭庁成育局支援金制度等準備室

加速化プランによる子育て支援の拡充と子ども・子育て支援金について

1. こども未来戦略「加速化プラン」で定められた、児童手当の拡充や育休給付の手取り10割相当への拡充などの子育て支援の拡充は既に実施されており、その財源の一部となる「子ども・子育て支援金」については、令和8年度から全ての世代・企業の皆様から拠出いただくことが法律に規定されている。
2. この子ども・子育て支援金については、
 - ・ 段階的に導入することとしており、支援金総額は令和8年度概ね6,000億円、令和9年度概ね8,000億円、令和10年度概ね1兆円を目安とすること
 - ・ 社会保障の歳出改革等による社会保険負担の軽減効果の範囲内で導入することが法定されている。
3. 社会保障の歳出改革等により令和8年度の社会保険負担軽減効果が0.17兆円程度積み上がり、令和5年度からの合計で0.60兆円程度となったことから、令和8年度の支援金総額はその範囲内の0.60兆円とする。
4. 令和8年度の個人や世帯の支援金額(平均月額)の試算は以下のとおり。
健保組合:被保険者一人当たり約550円
国民健康保険:一世帯当たり約300円
後期高齢者医療制度:被保険者一人当たり約200円
(参考)被用者保険(健保組合、協会けんぽ、共済組合)に共通の支援金率(一律の率): 0.23%
5. 上記4のとおり、国民の皆様から支援金(総額0.60兆円)を拠出いただくことになるが、他方で上記3のとおり、社会保障の歳出改革等(0.60兆円程度)を行うことで、支援金による負担は相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない。

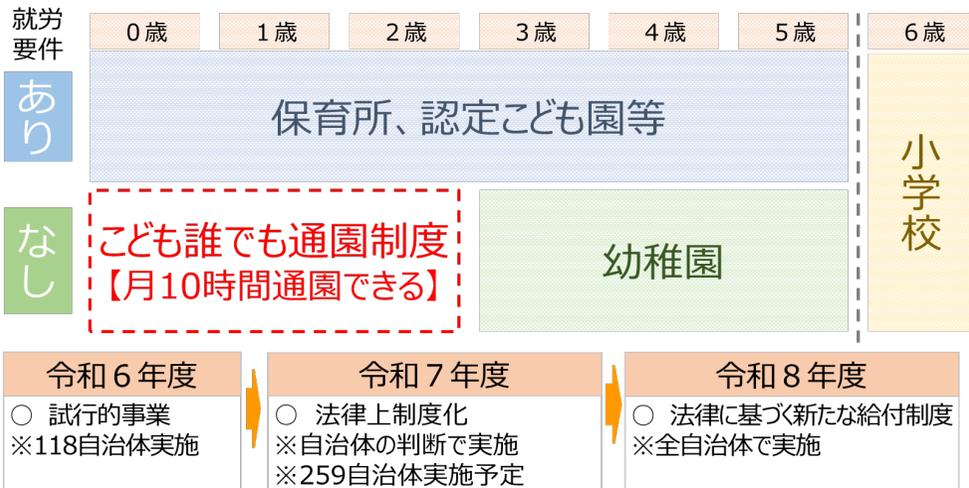
子ども・子育て支援金制度って何？

(加速化プランによる子育て支援の拡充と子ども・子育て支援金制度)

ポイント

- こども未来戦略「加速化プラン」で定められた、児童手当の拡充や育休給付の手取り10割相当への拡充などの子育て支援の拡充を既に実施しています。
- また、0歳6カ月～2歳の保育所等に通っていないこどもを対象とする「こども誰でも通園制度」についても、令和8年度から全国で本格実施します。
- これらの子育て支援を拡充するため、高齢者を含む全ての世代や企業の皆様から拠出いただく「子ども・子育て支援金制度」を令和8年度から段階的に実施することが法律に規定されています。
- このように、子ども・子育て支援金は、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度などの給付を通じて現役世代に還元されるものです。

こども誰でも通園制度(概要)



子育て支援の拡充

児童手当の拡充 (R6.10から支給開始)	所得制限撤廃、高校生まで延長、 第3子以降3万円
妊婦10万円給付 (R7.4から支給開始)	妊娠・出産時に合計10万円給付
育休手取り10割 (R7.4から支給開始)	両親が育休取得した場合に 手取り10割相当支給
時短勤務給付 (R7.4から支給開始)	育児中に時短勤務をする場合に 時短勤務時の賃金の10%を支給
こども誰でも通園制度 (R8.4から給付化)	保育所等に通っていないこどもの 保護者が月10時間利用可能
国年育児中保険料免除 (R8.10から制度開始)	フリーランスの方の育児期間中の 年金保険料免除

いくらなの？いつから払うの？

(子ども・子育て支援金っていくらなの？いつから支払わなくちゃいけないの？)

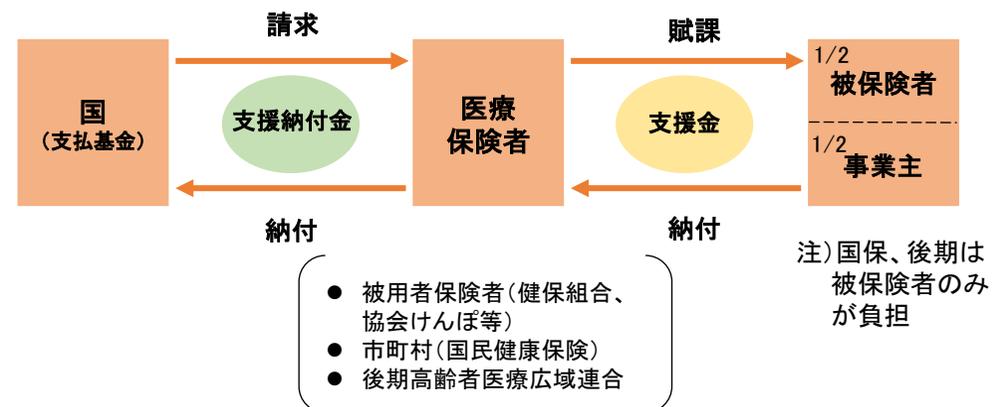
ポイント

- 子ども・子育て支援金は加入する医療保険制度(国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険)ごとに保険料が決められ、令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきます。
- 令和8年度の支援金額(平均月額)は、被用者保険は被保険者一人当たり約550円、国民健康保険は一世帯当たり約300円、後期高齢者医療制度は被保険者一人当たり約200円と試算しています。
※ 医療保険制度ごとの年収別の試算は別添のとおりです。
- 被用者保険に加入されている方は、5月給与から支援金の天引きが開始されます。国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方は、ご加入の保険者によって徴収開始時期が異なりますが、6~7月に納入通知書が送付され具体的な支援金額や徴収開始時期が通知されます。
- なお、徴収した支援金の用途はすべて法律で子育て支援関係に限定されているため、流用はありません。

令和8年度の支援金額の推計(平均月額)

健保組合	被保険者一人当たり 約550円	加入者一人当たり 〔約350円〕
国民健康保険	一世帯当たり 約300円	〔約200円〕
後期高齢者 医療制度	被保険者一人当たり 約200円	〔同左〕

子ども・子育て支援金の徴収の流れ



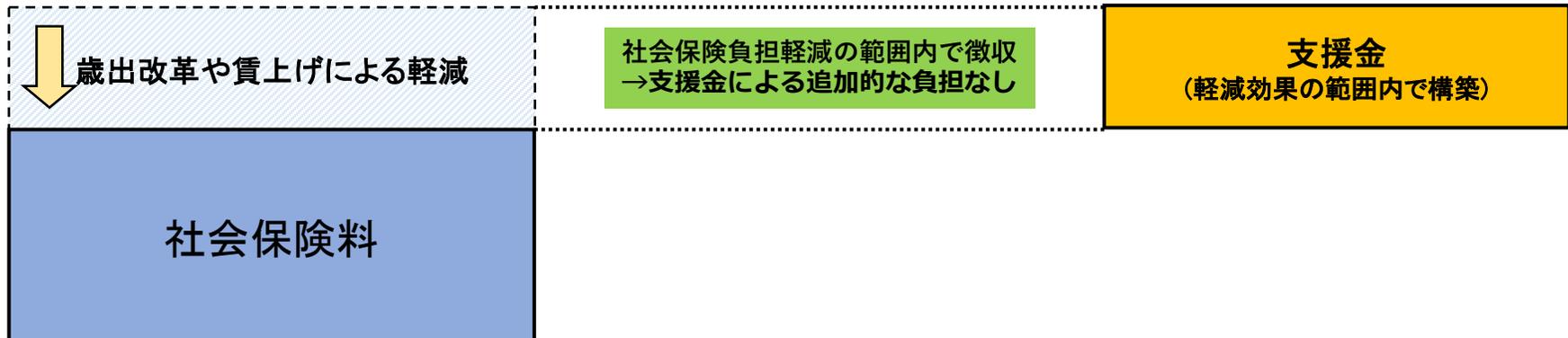
(参考) 介護保険の被保険者一人当たり保険料額(令和7年度)
40歳~64歳の健康保険組合に加入されている方の場合、
被保険者一人当たり月額4900円程度(事業主負担分を除いた本人拠出分)

実質負担がゼロってどういう意味？

(支援金を払うのに、実質負担がゼロってどういう意味？)

ポイント

- 支援金については、社会保障の歳出改革などによる社会保険負担軽減の範囲内で導入することが法定されています。
- つまり、支援金が新たに付加されますが、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。
- 実際、令和5年度から令和8年度までの歳出改革等による社会保険負担軽減の効果を計算すると、0.60兆円程度となるため、令和8年度の支援金総額はその範囲内の0.60兆円としています。
- 医療費や介護費が高齢化等の影響で毎年増加(いわゆる自然増)していく中で、社会保険料には上昇圧力がかかりますが、少なくとも、子育て支援施策に係る支援金の負担は、社会保障の歳出改革等で相殺されます。このため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じません。



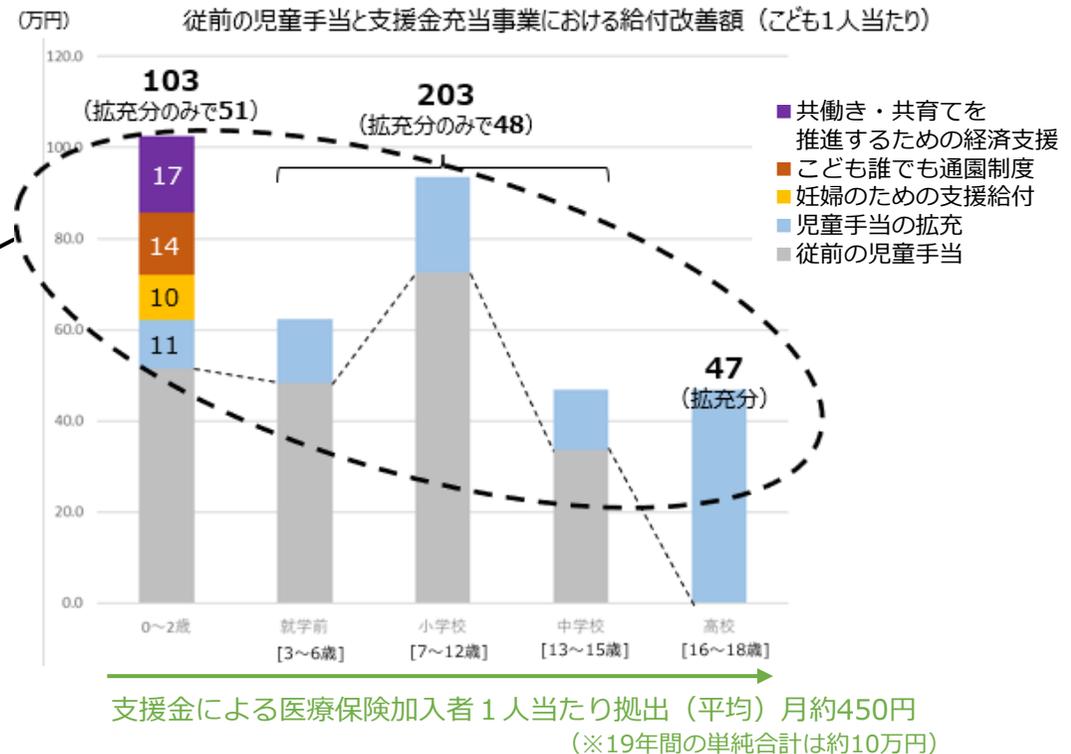
子育て世帯も負担するの？

(なぜ、支援対象の子育て世帯も支援金を負担するの？)

ポイント

- 子ども・子育て支援金は、独身の方、子育てを終えられた方、高齢者の方を含む全ての世代、そして、企業の皆様からも拠出いただき、子育てをみんなで支え合う仕組みです。このため、子育て世帯の皆様にも支援金を拠出いただくこととしています。
- なお、支援金は、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度などを通じて子育て世帯に還元され、こども一人当たり約146万円の給付拡充となります。

支援金制度による
児童手当の拡充など（■■■■）により、
高校生年代までの合計で、
こども一人当たり約146万円の給付拡充を実現。

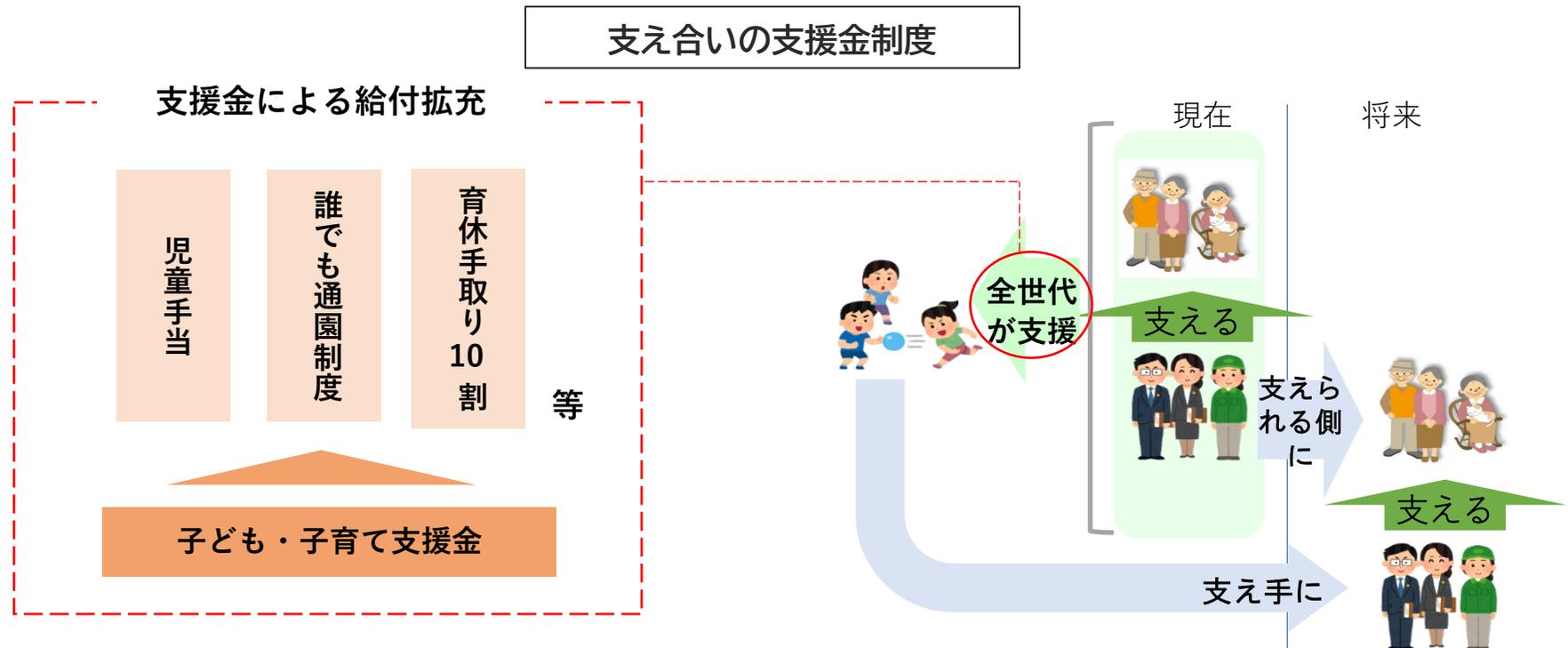


支援金は独身税なの？

(支援金は独身税なの？なぜ独身の方や高齢者の方も支払う必要があるの？)

ポイント

- 児童手当やこども誰でも通園制度など支援金により拡充される給付を受けるのは子育て世帯です。
- 他方で、拡充された給付により育ったこどもは成長し、やがて、我が国の社会保障制度の担い手になります。
- 現在の現役世代が将来高齢者となった時に社会を支える若い世代を育むという支え合いの循環を維持する点から、支援金制度は独身の方や高齢者の方を含め全ての方にメリットがあります。





こども・子育て
世帯を応援！



拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間/月の利用が可能です。
※ 令和8年度より全国実施

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

徴収開始時期は0月です。

- ※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。
- ※ 令和8年4月分からの保険料を0分割でお支払いいただきます。

子ども・子育て支援金に係る保険料は所得割00%、均等割00円になります。

- ※ こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代)については、均等割額が全額軽減されます。

もっと知りたい！ 子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なの？

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの？

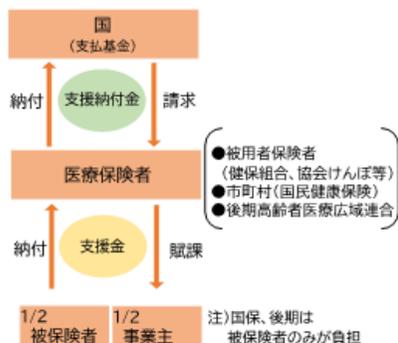
A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの？

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



支援金の徴収の流れ



Q 支援金により負担が増えるの？

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。



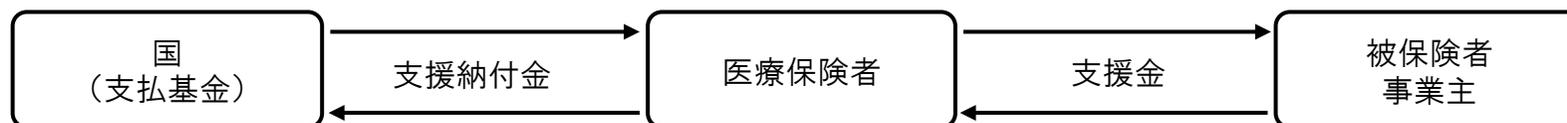
事業の目的

令和8年度から創設される子ども・子育て支援金制度に係る医療保険者等が行う周知広報、コールセンターの設置等に要する費用の補助を行う。

子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けた体制整備等

【事業概要】

- 子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けた体制整備事業
医療保険者等が行う保険料算定等の準備業務、周知広報、コールセンターの設置等に要する費用の補助を行う。
- 子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修事業
医療保険者等が行う保険料算定・収納システム等の改修に要する費用の補助を行う。



【実施主体】

全国健康保険協会、健康保険組合（健康保険組合連合会）、都道府県、市町村、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払基金

【補助率】

定額（10/10相当）

上記のほか、定率補助や低所得者の保険料軽減制度等の医療保険者への財政支援※について、介護保険制度に倣い財政措置を講じ、厚生労働省において計上。地方負担分については、国庫負担とは別途、地方財政措置が講じられる。

※国民健康保険制度（調整交付金、定率補助、国民健康保険組合定率補助・事務費負担金等）、後期高齢者医療制度（特別調整交付金、財政安定化基金等）、被用者保険制度（健康保険組合事務費負担金）等